

提出日： 2025 年 7 月 1 日

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
理工学部	教授	佐藤修一郎

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。	
	1. 2024年4月 1日 ～ 2025年3月31日	1
	2. 2024年9月 1日 ～ 2025年8月31日	
	3. 2024年4月 1日 ～ 2024年9月20日	
	4. 2024年9月21日 ～ 2025年3月31日	
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。	
	1. フランスの司法官職高等評議会に関連する研究を継続して行った。2008年7月23日の憲法改正以降の同評議会の動向につき、資料を収集した。 とりわけ、各年の同評議会の活動状況についての報告書 "Rapport annuel d'actiité" をはじめ、同評議会に関連する文献を渉猟し、現時点での活動について、収集した資料を基に、適宜分析・検討を行った。 2. 日本の最高裁判所の判例につき、個別の事件に関する判例評釈を行った。	
得られた研究成果について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。	
	1. 上記「1. 」につき、2008年憲法改正によって新たに司法官職高等評議会に付与された訴訟当事者からの不服申立ての権利につき、その趣旨および制度を明らかにした。かかる権利の創設は、2008年の憲法改正による「市民のための新たな諸権利」の保障の一環であり、同評議会みずからがかかる申立てを受理し、それについて判断することとなった点は、司法権および司法官の独立の観念に照らし、適切な選択であったと思われる。 2. 上記「2. 」につき、いわゆる「神奈川県臨時特例企業税事件」について、判例を分析・検討した。地方公共団体が地方自治の本旨に従った施策を遂行する前提として、国法による「自治体課税権」の保障が不可欠であるとの結論を得た。	
今後の計画について	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。	
	1. 上記「1. 」に関して、司法官職高等評議会の権限が拡大された結果、司法権および司法官の独立にどのような影響が生じているのか、具体的な事案の分析および検討を行い、検証することが必要と思われる。 もっとも、個別具体的な事案にのみ拘泥することなく、同評議会の活動の全体的な方向性を確認することが肝要と考える。 2. 上記「2. 」に関して、今後も最高裁判所の判例に注目しながら、その論理を明らかにするとともに、いわゆる学説と判例との乖離について分析・検討を継続して行いたい。	